

■ 看護師等人材確保法に基づく届出義務の創設（平成27年10月1日施行）

- 保健師、助産師、看護師、准看護師は、病院等を離職した場合などにおいて、住所、氏名などの情報を都道府県ナースセンターに届け出るよう努めなければならない。

1 届け出るタイミング

①病院等を離職するなど以下の場合

- 病院等を離職した場合 ※「病院等」とは、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業を行う事業所をいう。
- 保健師、助産師、看護師、准看護師の業に従事しなくなった場合
- 免許取得後、直ちに就業しない場合
- 平成27年10月1日において、現に業務に従事していない看護師等

②既に届け出た事項に変更が生じた場合

2 届け出る事項

- 氏名、生年月日及び住所
- 電話番号、メールアドレスその他の連絡先に係る情報
- 保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍の登録番号及び登録年月日
- 就業に関する状況

3 届け出る方法

- 届出は、インターネット経由でナースセンターに届出する方法を原則とする。
看護師等の届出サイト「とどけるん」 <https://todokerun.nurse-center.net/todokerun/>

4 関係者による届出の支援

①以下の者は、上記の届出が適切に行われるよう必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 病院等の開設者 ※「病院等」とは、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業を行う事業所をいう。
- 保健師、助産師、看護師、准看護師の学校及び養成所の設置者

②「支援」とは、看護職員に対して届出を行うよう促す、看護職員に代わって一括して届出を行う、学校・養成所においてはキャリア教育の一環として届出制度について学生を教育する 等

■改正看護師等人材確保法の条文と改正省令概要の対比

改正看護師等人材確保法

(業務)

第十五条 都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

一～五 (略)

六 看護師等に対し、その就業の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

七・八 (略)

(公共職業安定所等との連携)

第十六条 都道府県センターは、地方公共団体、公共職業安定所その他の関係機関との密接な連携の下に前条第五号及び第六号に掲げる業務を行わなければならない。

(情報の提供の求め)

第十六条の二 都道府県センターは、都道府県その他の官公署に対し、第十五条第六号に掲げる業務を行うために必要な情報の提供を求めすることができる。

(看護師等の届出等)

第十六条の三 看護師等は、①病院等を離職した場合その他の厚生労働省令で定める場合には、②住所、氏名その他の厚生労働省令で定める事項を、③厚生労働省令で定めるところにより、都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

2 看護師等は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合には、③厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

3 ④病院等の開設者等その他厚生労働省令で定める者は、前二項の規定による届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第十六条の四 都道府県センターの役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、第十五条各号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(業務の委託)

第十六条の五 都道府県センターは、第十五条各号(第五号を除く。)に掲げる業務の一部を⑤厚生労働省令で定める者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該委託に係る業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

附 則

第四十一条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に業務に従事していない看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第一項に規定する看護師等は、同号に掲げる規定の施行後速やかに、第二十一条の規定による改正後の看護師等の人材確保の促進に関する法律第十六条の三第一項の規定の例により届け出るよう努めなければならない。

改正省令(概要)

①届出の対象

1. 病院等を離職した場合
2. 看護師等の業務に従事しなくなった場合(①の場合を除く)
3. 看護師等の免許を受けた後、看護師等の業務に直ちに従事する見込みがない場合

②届出事項

1. 氏名、生年月日及び住所
2. 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報
3. 看護師等の籍の登録番号及び登録年月日
4. 就業に関する状況

③届出の方法

電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。(中央ナースセンター経由)

④届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努める者

1. 病院等の開設者等
2. 看護師等の学校又は養成所の設置者

⑤業務の委託先

ナースセンターの業務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県ナースセンターが認める者

■改正看護師等人材確保法施行通知のポイント（平成27年5月21日看護課長通知）

改正省令

①届出の対象

1. 病院等を離職した場合
2. 看護師等の業務に従事しなくなった場合（①の場合を除く）
3. 看護師等の免許を受けた後、看護師等の業務に直ちに従事する見込みがない場合

②届出事項

1. 氏名、生年月日及び住所
2. 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報
3. 看護師等の籍の登録番号及び登録年月日
4. 就業に関する状況

③届出の方法

電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。（中央ナースセンター経由）

④届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努める者

1. 病院等の開設者等
2. 看護師等の学校又は養成所の設置者

⑤業務の委託先

ナースセンターの業務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県ナースセンターが認める者

施行通知（看護課長通知）

- ①の1の「病院等」とは、法第2条に規定する病院、診療所、助産所、介護老人保健施設及び指定訪問看護事業を行う事業所をいう。
- ①の2の「看護師等の業務に従事しなくなった場合」とは、看護師等の免許を受けた後に進学する場合や、社会福祉施設や事業所等の病院等以外の施設において、保健師助産師看護師法（以下「保助看法」という。）に規定する業に従事していた者が離職する場合が含まれる。
- 省令に定める場合以外であっても、都道府県ナースセンターに届出を行うことは可能

- ②の4の「就業に関する状況」とは、就業をしていない旨又は就業している旨を記載するとともに、就業していない場合はその職歴など可能な限り具体的に記載する。

- インターネットを使用することが困難な者については、書面による届出も可能。

- ④の1の「病院等の開設者等が行う支援」とは、①看護師等が離職する場合に、都道府県ナースセンターに届出を行うことが法律で定められている旨を情報提供し、届出を促すこと、②当該看護師の同意の下、当該看護師等に代わって都道府県ナースセンターに届け出ること、が考えられる。

- ④の2の「学校又は養成所の設置者が行う支援」とは、①看護師等の免許を受けたものの、卒業後に保助看法の業に従事しないことが明らかな学生・生徒に対して、都道府県ナースセンターに届出を行うことが法律で定められている旨を情報提供し、届出を促すこと、②在学中の学生・生徒に、卒業後を想定したキャリア教育の一環として、病院等を離職した場合等には、法律に基づき都道府県ナースセンターに届出を行うことが必要である旨を教育すること、などが考えられる。

- 具体的には、地域において医療に関する公益的な事業を実施する非営利法人等、当該業務を適切に実施する能力を有する法人や、自治体等の官公署等が考えられる。

- ナースセンター業務のうち、無料の職業紹介事業については委託することができないことに留意。